

第3回 川崎市自治推進委員会 議事録

| | |
|------|---|
| □日 時 | 平成 21 年 3 月 16 日（月）午後 6 時 30 分から 9 時 |
| □場 所 | 明治安田生命ビル 2 階 第 1 会議室 |
| □参加者 | 大下委員、小島委員、佐谷委員、鈴木委員、滝澤委員、丸山委員 (以上、川崎市自治推進委員会委員) 砂田副市長 三浦総合企画局長 瀧崎部長、鈴木主幹、依田主査、西山職員、菊池職員 (以上、総合企画局自治政策部) 折原総合企画局企画調整課長 関口環境局多摩川施策推進課長 飯田健康福祉局地域福祉課長 椎野宮前区役所地域保健福祉課長 傍聴人 1 人 |
| □次第 | 1 副市長あいさつ 2 確認事項等 3 議題 参加の仕組みに係る課題について ① 新総合計画 ② 多摩川プラン ③ 地域福祉計画 4 その他 |

□開会（自治政策部主幹）

《会議公開の確認と委員の了承》

□参加の仕組みに係る課題についての関係者の紹介

□配布資料の確認

1 副市長あいさつ

砂田副市長 副市長の砂田と申します。本来この委員会は毎回市長が出席することとなっていますが、本日は所用があり、私が代わりに出席いたしました。本当に年度末のお忙しいところ委員会にご出席いただきましてありがとうございます。私もこれまでの議事録等を拝見しましたが、この第 2 期は参加と協働をテーマに議論されるということでございます。制度的にはこの 4 月 1 日から住民投票条例が施行されますので、自治基本条例の中で議論された仕組みはだいたい完成する状況となっております。これからその制度の中身をどのように進めていくかが大きな課題です。それは、実は制度を作るよりももっと手間も時間もかかるだろうと思っております。そのような意味で、この委員会の中での議論がぜひ形になって、本当の意味で制度の中身が自立するようになればと思いますので、どうぞ活発なご議論をお願いしたいと思います。これから何回か事例を通して議論していくということで、今日は 3 つの事例をお示ししていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

2 確認事項等

《事務局（自治政策部主幹）から「資料 1 第 2 回自治推進委員会の審議事項関係資料（資料 1-1

～資料 1-3)」を説明》

前回委員会の審議事項として主に以下のことが確認されました。

- ・参加、協働の仕組みについて全体的な説明の後、「審議会等の市民委員の公募」「パブリックコメント手続制度」「住民投票制度」「協働型事業のルール」「区民会議」の説明が行われたこと
- ・その後、委員による審議が行われ、参加の手法について、協働の手法について、様々な議論がなされたこと
- ・第 3 回委員会では参加の仕組みに係る課題の検討等として、3 つの事例分析を行うこと（調査審議スケジュールの確認について）

3 議題

【参加の仕組みに係る課題について】

小島委員長 それでは、次第に従って進めていきたいと思います。

本日は参加の仕組みに係る課題の検討として、事例を通して制度の運用状況等についてご審議いただくということになっておりますので、よろしくお願ひします。まずは関係職員の方からご説明いただき、その後に審議を進めてまいりたいと思います。最初に 3 つの事例を用意しておりますが、これを選択した基準等について事務局から説明していただきます。

自治政策部主幹 事例をみていただく前に、前回の委員会で委員長の方から事例を選定する際の選定基準を明らかにするようにというアドバイスをいただきましたので、事務局で検討しました。資料 2 の「市民参加の事例検証について」をご覧いただきたいと思います。

■市民参加の事例検証について

《事務局（自治政策部主幹）から「資料 2 市民参加の事例検証について」を説明》

主な説明内容は次のとおり。

- ・事例を選定する際の判断基準として、「参加の対象」「政策領域」「対象地域」を挙げている。
- ・「参加の対象」は、計画と条例に分けられ、さらに計画は「総合計画」「部門別基本計画」「分野別事業計画」「施設等の整備計画」に分けられる。今回の委員会では、このうち「総合計画」と「部門別の基本計画」から事例を取り上げることとし、「分野別事業計画」と「施設等の整備計画」の事例については次回以降の委員会で取り上げていくこととした。
- ・「政策領域」としては、福祉分野や環境分野、教育分野等が考えられるが、計画の中にはこれらできちんと仕分けられないものがあり、もう少し大きな区分として対人、対物といったソフト系、ハード系としても、明確にならないため、この欄が空白となっている。今回はソフト系の事例を取り上げることとしたが、次回はハード系の事例を取り上げていきたいと考えている。
- ・「対象地域」については、参加の対象地域が全市なのか、区単位なのか、あるいは特定の地域限定なのかという分類になるが、今回は、市域と区域に関する事例を取り上げている。
- ・このような判断基準により、今回の委員会では「新総合計画」「多摩川プラン」「第 2 期地域福祉計画」を取り上げることとした。
- ・また、分析の視点として 10 の視点を挙げている。

小島委員長 分析の視点のところは佐谷副委員長のご専門であるエリアマネジメント等も関係することであり、分析方法については二人で議論した経緯もありますので、報告を受けた後で解説した

いと思います。それでは各事例を見てまいりたいと思いますが、まずは新総合計画について説明していただきます。新総合計画の内容につきましては、すでに事務局から説明があったということですから、川崎市がどこに向かって方向性をとっているのかという議論ではなく、本日はそのことにかかる参加の制度、どのように総合計画を作り、そこにおける参加の制度の運用、工夫、課題等について考えていただきたいと思います。それでは新総合計画について説明をお願いします。

■新総合計画における市民参加のしくみについて

《総合企画局企画調整課長から「資料3 新総合計画における市民参加のしくみについて」を説明》
主な説明内容は次のとおり。

- ・資料2の表中の参加の過程の「執行」の欄に、「各局の個別計画・事業の中で対応」と記述されているが、川崎市の総合計画は、まちづくりの目標や基本的な考え方沿って、局や区がとりまとめているものであるため、計画の執行は各局や区に委ねているという形になっている。
- ・そのため、本日は、策定過程と評価過程について説明することとした。
- ・川崎市の総合計画は2層構造となっており、10年程度の「基本構想」と3年程度の「実行計画」からなる。
- ・基本構想と第1期実行計画の策定過程における市民参加の取組としては、20名の市民で構成された「総合計画市民会議」を学識だけの委員会とは別に設置するとともに、タウンミーティングを市内と都内で開催した。また、中間報告を公表した後に、町内会・自治会やまちづくり推進組織、商工会議所等の様々な団体に対して説明会を開催した。これと同時に、市のホームページ上に総合計画オンラインというサイトを設け、意見募集やアンケートも行った。
- ・総合計画の策定過程における特徴としては、平成19年4月に施行されたパブリックコメント手続き条例に先駆け、実質的にパブリックコメントと呼べる仕組みを採用していることが挙げられる。また、計画策定時の検討組織としては、学識経験者による検討委員会に公募委員を入れて検討することが一般的であるが、公募市民が発言しやすい環境づくりを実現する姿勢を示すとともに、市民が実感できる施策の実現に向けて、学識経験者による検討組織とは別に市民による検討組織を設置したことが特徴といえる。
- ・第2期実行計画の策定過程においては、実行計画のみを策定することが目的であったため、個別事業を推進する中で市民参加を実施していることを踏まえ、総合計画策定推進本部を中心となって府内調整を実施することにより実行計画を策定することとした。第1期の策定過程のように市民による検討組織は設置しなかったが、「出前説明会」や「タウンミーティング」をはじめとした市民説明会等を実施している。
- ・実行計画の評価過程における市民参加の取組については、P D C Aのしくみの中の「C」の段階において、公募市民を含む「政策評価委員会」を設置し、市民の視点を含めた評価を行っている。さらに、この評価結果を公表することにより、市民からご意見を伺い、その内容を施策や事務事業の見直しに反映させており、2段構えの市民参加に取り組んでいることになる。

小島委員長 先程の分析の視点に基づく議論は3つの事例を合わせて行った方が比較できるので、今の時点では今の説明についての質問に限って伺いたいと思います。政策評価は私も第1期で委員をやりましたので、達成状況と到達点、課題はよくわかっていますが、特に今の総合計画の参加についての質問、質疑を中心にやりたいと思います。いかがでしょうか。ご質問はございませんでしょうか。

第1期実行計画については市民会議、学識委員会の2階立てにして、発言しやすい環境をつったのに対して、第2期実行計画については、実行計画だけなので、市民会議、学識委員会は設

けずに、参加の手法についてはパブリックコメントやタウンミーティングという手法により、比較的不特定多数の市民の方々を対象としたという理解でよろしいでしょうか。なぜかというと、市民参加条例がある自治体の場合、「なぜ今回は市民会議をやらなかつたのですか」、「なぜ、そういう手法を使わなかつたのですか」と条文で説明責任を求められます。川崎市には参加条例はありませんが、この委員会の考え方としては、条例で行政に参加をやれと促していくよりは、市民参加条例を作らなくてもそれと同等の水準に持つていいこうということなので、もし「今回はなぜ市民会議がないのか」と問われたら答えざるを得ないことになります。もう一度、その辺のところについて説明をお願いします。

企画調整課長 先ほどの説明では詳しく触れませんでしたが、川崎市の総合計画は市役所の中の各局や区で取り組むすべての事業を盛り込んであることが大きな特徴であり、それを市の一定の基本的な考え方や基本的な政策の位置づけの中で整理していったというものです。実行計画に盛り込まれた個々の事務事業の計画、執行していく中で基本的には市民参加、特定な方だけではなく、個々の制度にかかわりのある方々を含めながら制度上、事務事業の中で市民参加が図られているという中で、1期、2期と取り組んできた経緯があり、また再度整理していくという位置づけもありますので、今回は市民サイドの検討組織は設けなかつたということでございます。

小島委員長 それが大切です。私がかかわった政策評価委員会には公募委員が3名程度入っていました。政策評価委員に公募市民が3名程度入っているだけで、あとは結果を公表するだけでPDC Aの「C」段階への参加が十分だとはとても思えません。ですが、その代り、それぞれの環境局や健康福祉局などがそれぞれの施策展開の中で、しっかりと参加による「C」に取り組んでいくことがセットになれば十分理解することができると思います。同じように、実行計画に含まれている個別の施策、事務事業の見直しのプロセスの中で、各局で参加が十分行われているので、あえて全体の総合計画の改定の中ではそういう場は必要ないと明確に言えればそれでいいと思います。参加条例があると「なぜか」と言わされたら説明責任があります。すでにされているとは思いますが、条例がなくてもそういうことを説明していくことが必要だと思います。委員の方、他にご質問等がありましたら、いかがでしょうか。

佐谷副委員長 通常、基本構想、基本計画、実施計画の3段階になっていますが、今回2段構えというのは、この時に限ったものなのでしょうか。2段構えは、通年的に決まっているのか、時期によって違うのでしょうか。

企画調整課長 基本的な考え方として基本構想を作る時は公募市民による検討組織を設け、広く市民意見を伺うということはあると思いますが、基本構想に基づく実行計画や具体的な事業計画の場合には作らないとかといった明確な決まり事があるわけではありませんが、計画の施策に応じて必要な体制を組んでいくという考え方をとっています。

佐谷副委員長 たとえば、その前のときは違う委員会構成で作っていたが、今回はこれで取り組みましたという感じでしょうか。

企画調整課長 そうですね。実行計画を再度作り直す時には、各局の事務事業を執行していく中で市民参加の手法がとられていますから、ある程度それを活かして、特に検討組織は設けなかつたと理解してください。

総合企画局長 今回の新総合計画は2005年からスタートしたものですが、この前の計画は1993年に、2010年を目指して「2010プラン」として策定されています。これについては18年間の計画で、基本構想、基本計画、実施計画の3段階の構成であるとともに、なおかつ18年間の基本計画に基づく5年の実施計画で運用していました。ところが今回、新総合計画を作る際、どういう作り方をしようかという議論をした時に、18年の超長期の計画だと状況が大きく変わり過ぎるというこ

とで、10年くらいの目標をもった基本構想を作ろうということになりました。なおかつ、基本構想、基本計画、実施計画という3層構造ではなく、3年間の、短期の実行計画を作っていくことによってスタートしました。このような経緯で、10年の基本構想と3年の実施計画で運用していくというのが、今回の新総合計画の基本的な考え方となっており、それを作るにあたってどのような検討体制にするかということについては、審議会を設けることとしました。ただ、次の計画をどのように作るかについては、その時の状況によって変わってくると思っています。

小島委員長 地方自治法では基本構想に即して自治体の計画を進めていくことが規定されていますが、地方自治法では自治体の総合計画は基本構想、基本計画、実施計画の3階層でなければいけないということは一切書いていません。それから市民参加で作らなければいけないと書いていません。つまり、計画の形を2階層にするのか、3階層にするのか、どの程度市民参加にするかはそれぞれの自治体が判断をすればよいことになります。従来は3階層の自治体が多かったのですが、3階層でやるとすごく長いスパンで考えなければならず、そんな先のことはわからないということがあるのと、3階層でやると基本構想、基本計画、実施計画の3つを作る間に時間が経ち、あつという間に3年が経ってしまうことがあります。そうであればある程度の見通しがつく10年というスパンの中でそれを半分に割ると5年ですが、ところが市長（首長）はだいたい4年が任期なので、そこで3年間は任期中に責任を持ってできるので3年間しっかり考えながら導入していくことが最近の流れとなっています。そういう点で言うと、昔は3階層の総合計画が多かったのですが、最近はしっかりと見通せる10年にしているという考えが多くなっています。計画の作り方次第ですが、論点としてみれば「審議会による市民参加は全くやらないでもよかつたのか」「工夫の余地はゼロだったのか」「不特定多数の方への参加だけでよかつたか」といったように、前とは違うやり方でも何か工夫はできたかもしれないということを考えることが参加のバージョンアップにつながるのだと思います。これでいいということではなく、他の余地はなかつたかを考えることは残されています。

大下委員 総合計画市民会議の委員をさせていただきましたが、市民委員20人の1人としてかかわったことは非常にいい経験でした。専門家の皆さん（総合計画策定検討委員会）と並行して議論しながら、時々一緒にになってすり合わせる場が用意されていました。その過程を経て、最終的な計画案に市民同士の議論内容や意見がかなり盛り込まれていました。これは良い手法だったと思います。最初から専門家と公募市民が一緒に議論をするのではなく、公募市民だけによる議論をまず行い、その後で専門家とすり合わせをするという初めての体験でしたが、わかりやすくて非常に良いと思います。

また、P D C Aの各段階でどのような市民参加の形があるかということですが、新総合計画、多摩川プラン、地域福祉計画に共通して一般論的に言えることは、最初のプランニングのときはできるだけ幅広い市民各層を入れ、専門家も入れて、様々な提案をしていただく。次いで執行過程になった時には、実務者レベルに絞り込んだかたちで取り組みを進める、そして、評価の段階ではまた市民参加の道を広げて、多くの市民による評価を行い、アクションにつなげていくといったように、市民参加の強弱というか濃淡があつてよいのではないかと思います。経験から感じた意見です。

小島委員長 市民会議方式は多摩川プランでも取り組まれている手法です。

丸山委員 「2010 プラン」が1993年に作られてから20年も経つことになるが、次の計画として「2020 プラン」のようなものはあるのだろうか。

小島委員長 「2010 プラン」の後がこの「新総合計画」です。

丸山委員 「2010 プラン」のときには、大下委員が言われたように各区でいろいろな人の意見を聞い

て、提案したような記憶があるので、次の「新総合計画」の中で同じようなことが行われていたのかどうかについてお聞きしたい。

小島委員長 「新総合計画」の基本構想と第1期実行計画を作るプロセスの中で、区のレベルでの意見集約は先ほどのチャートの中に整理されていましたでしょうか。

企画調整課長 資料3の1ページの市民参加の取組のところで、タウンミーティングの下に市民説明会を23回開催したとあります。場所までは入っていませんが、区レベルというよりも地域レベル、区の中の町内会・自治会やまちづくり推進組織を対象とした地域レベルの説明会をきめ細かくやっております。

総合企画局長 さらに、その下にタウンミーティング開催（各区ごと7回開催）とありますが、これが区別の地域課題を出しながら意見をやり取りしたという取組になります。

小島委員長 市民説明会はもう少し狭域を対象にしたということですね。

企画調整課長 ひとつおもしろい取組だと思いますのは、タウンミーティングを都内で1回開催しており、これは東京都内で働くサラリーマンの方等でこういった会合があっても川崎まで戻ってこられない方、普段参加できない方からも意見集約する必要があるということで、特に北部地域のサラリーマンの方に対して田園都市線が乗り入れているような都内の場所を設定して、都内で川崎のことを議論する機会を設けたことがあります。

大下委員 このタウンミーティングは青山学院大学でやったものだと思いますが、職場が近くだったので私はこれに参加しました。率直に「粹なことやるなあ」と感じました。東京に勤めているサラリーマンは、夕方6時頃には帰れません。私はそれにして、また仕事に戻りましたが、いわゆる“川崎都民”にとっては、いい参加の機会をつくってくれたと思っています。

小島委員長 参加できるのは、川崎市民でなくてもよいのですか。川崎市民限定で、予め参加登録する必要はあったのですか。

企画調整課長 主に北部地域の川崎市民を対象に行ったものであり、参加登録はしていませんでした。

滝澤委員 今、市民参加の取組でタウンミーティングとパブリックコメント等の手法が紹介されていますが、資料3の12ページに「出前説明会」があり、これもユニークだと思います。第1期では「出前説明会」はありませんでしたので、これはP D C Aサイクルの中で評価された成果ということになるのでしょうか。

企画調整課長 資料3の9ページに「市民説明会」とありますが、表現がわかりにくく申し訳ありませんが、12ページの「出前説明会」は、地域に出掛けていき説明するという地域レベルでの集まりですので基本的には同じ性格のものと理解していただいてよいと思います。

小島委員長 次は多摩川プランと地域福祉計画を併せてご説明いただきたいと思います。その上で質疑応答を行い、議論していきたいと思います。それでは、まず多摩川プランについてご説明をお願いします。

■多摩川プランについて

《環境局多摩川施策推進課長から「資料4 多摩川プラン策定の流れ」を説明》

主な説明内容は次のとおり。

- ・「多摩川プラン」は平成17年3月に新総合計画で位置づけられ、平成19年3月に策定したものである。
- ・計画の特徴的な点として、次のことが挙げられる。
 - 市民協働による事業推進を目指し、市民・企業・学校・行政がそれぞれの役割と責任のもとで取り組んでいくことを前提としたこと。

- 多様な連携を前提とした計画であること。
- 「多摩川プラン府内推進会議」と「多摩川プラン推進会議」の連携により、計画の進行管理、評価を行う仕組みとしたこと。
- ・策定段階における市民参加手法として、次のことが挙げられる。
 - 府内検討の段階で各種アンケート調査（市民意識実態調査、法人アンケート、利用者アンケート）や各種イベント（多摩川講演会、多摩川サロン、多摩川交流会）を行い、広く市民意見を聴取した。
 - 検討課題を整理した後、「多摩川プラン策定委員会」と「多摩川プラン策定市民会議」を設置し、基本理念、具体施策、推進方策の検討を行った。
 - あわせて、多摩川に関する総合的なシンポジウムを開催した。
- ・策定後における市民参加手法としては、「多摩川プラン推進会議」を設け、「多摩川プラン府内推進会議」と併せてプランの進行管理と評価を行っている。
- ・市民参加による効果としては、多摩川にかかわるそれぞれの主体がそれぞれの役割と責任で取り組む体制ができたことと考えている。
- ・市民参加の課題としては、参加者の固定化、活動資金等についての市民と行政の役割の明確化等が挙げられる。

小島委員長 今の時点でどうしても確認しておきたい点がありますでしょうか。

(意見なし)

よろしいですか。これは実は私も平成19年以前から関わっていますので、内容については私も把握しているため、私に聞いていただいてもよいと思います。それでは、続きまして地域福祉計画についてのご説明をお願いします。

■地域福祉計画について

《健康福祉局地域福祉課長から「資料5 第2期地域福祉計画について（資料5-1～資料5-2）」を説明》

主な説明内容は次のとおり。

- ・「第2期地域福祉計画」は、地域におけるサービスの適切な提供、社会と福祉事業への参画、地域福祉活動への住民参加という3つの方針を盛り込んだ計画である。
- ・平成17年3月に策定された「地域福祉計画」の理念等を継承し、平成20年度から平成22年度までを計画期間とした計画である。
- ・計画の策定にあたっては、策定委員会を市と各区に設置し、委員には公募市民も含まれている。ただし、公募委員の応募がなく、やむなく公募市民がいない策定委員会となった区もある。
- ・検討過程においては、「かわさき市民アンケート（回答数1,388／配布数3,000）」と「地域福祉実態調査（市民アンケート：回収数2,798／配布数5,950、団体アンケート：回答数485／配布数611、団体ヒアリング：各区10団体計70団体）」という調査を実施している。
- ・パブリックコメント手続については、区民説明会（434名の市民が参加）を実施するとともに、電子メールとFAXでも意見が寄せられている。
- ・執行・評価の過程においては、市において公募委員2名を含む推進委員会（計20名）を設置するとともに、各区においては策定委員会が進捗状況の管理を行っている。

《宮前区地域保健福祉課長から「資料5-3 第2期宮前区地域福祉計画について」を説明》

主な説明内容は次のとおり。

- ・「第2期宮前区地域福祉計画」は市の計画にあわせて平成20年度から平成22年度までを計画期間として策定したものである。
- ・3つの基本目標と7つの基本方針からなり、3つの重点的な取組を挙げている。
- ・重点的な取組としては、「みんなで福祉のまちづくり」広報となんでもワークショップ、「区民活動の場」マップづくりを挙げている。
- ・策定過程における宮前区独自の取組としては、「地区別意見交換会」を開催しており、これはファシリテーターの演習という性格も持っている。また、田園調布学園大学と連携し「地域福祉実態調査」を実施し、区民の地域福祉に関する意向の聞き取り調査を行っている。
- ・第1期計画の進捗状況の確認や第2期計画の検討及び策定を行うにあたって「宮前区保健福祉のまちづくり推進会議」を設置しており、平成19年度に4回開催している。
- ・平成20年12月に区内2地区において、障害者を対象としたワークショップを開催しており、保健福祉のまちづくり推進会議に結果を報告し評価を行うという流れになっている。

小島委員長 地域福祉計画の構造が複雑なのでもう一度確認しましょう。まず、全市的な計画があり、それに対して区の計画があります。資料5-2の参加状況の一覧表の参加組織の策定委員会の公募委員の割合、川崎市3名、川崎区3名、幸区0名、中原区1名、高津区1名、宮前区0名、多摩区3名、麻生区0名とありますが、川崎市3名は全市的な計画への公募委員の数で、川崎区以降は区別計画の策定プロセスにおける公募委員の割合ということです。

時間軸では区別が作られてから、それを踏まえつつ市の計画が作られたのか。あるいは並行なのか。それとも市の計画が作られてから区別の計画が作られたのか。どちらですか。

地域福祉課長 策定作業は市と各区は並行して行いました。

小島委員長 並行で○○区はここまでいっているとすれば、そのプロセスをみながら、7区の状況をみながら、全市的な計画も策定したのですね。ということは、参加という観点では区レベルでの参加と全市レベルの参加があるので、2つのレベルの参加を調整しなければならないことになる。執行・評価の過程において、「推進委員会」とありますが、これは区のレベルでも、執行プロセスと同時に評価プロセスにおける推進組織がある。そこに公募委員が入っているわけですが、この表では「推進委員会」は川崎市20名中2名となっていますが、全市レベルの計画には公募委員が2名入り、推進委員会として執行および評価（＝モニタリング）を行っているようですが、これ以外に区のレベルでも推進組織があり、そこに市民の方々が入って執行および評価に関わっているという理解でよろしいでしょうか。

地域福祉課長 市は策定委員会と推進委員会が別々の組織ですが、区の場合は策定委員会と推進委員会が同一のメンバーとなっております。

小島委員長 ということは、市のレベルは多摩川プラン方式と同じですね。作るプロセスの会議体があり、そこも総合計画とは違っていて、それが出来上がると推進委員会が立ち上がる。そこで執行、評価をするのが多摩川プラン方式ということになる。地域福祉計画の区のレベルでは、作るプロセスからの組織が継続し、活動をしている方々が入っていますから、作るプロセスで終わりではなく、執行プロセスは自分たちに関わってくることなのでつながっている。構造的には少し複雑ですが、今の説明でご理解いただけたと思います。

それでは、先ほどの多摩川プランも含めて質疑応答、さらに先ほどの新総合計画の質疑に入りますが、その前に分析の視点について簡単に確認しておきたいと思います。

市民参加の事例検証について、3つのプランの比較検討、あと2つを比較検討する前に分析の視点だけ確認しておきます。

分類基準は先ほど事務局からお話をいただいたように「新総合計画」は総合計画に、「地域福祉計画」と「多摩川プラン」の2つについては自治基本条例に「部門別的基本計画」と表現されていますので、それに該当します。

政策領域については、なぜこのように空欄になっているかといいますと、例えば環境政策の計画は一生懸命でも福祉政策は全く進まないというようなことではなく、どんな領域でもバランスよくいろいろな政策が行われているため、きちんと仕分けできないということです。

対象地域は市のレベルも区のレベルもあります。

分析の視点ですが、今後、この3つの事例及び次回の事例も含め、比較検討しながら今後の参加の水準をどのように上げていくかの提言を持っていこうと思っています。ここには、⑩までの視点を整理してありますが、これがすべてではございません。これらが切り口になるのではないいか、論点になるのではないか、最終的な報告書でも私どもの課題提起、提言の内容としてこういうことが入ってくるのではないかということで思いついたことを列举してくださいということです。⑨プラス1あるいは⑪、⑫番目の論点、視点。あるいは⑬、⑭、⑮と出てくるかもしれませんのがご覧になつただければと思います。

「①参加手法の組合せによる手続きの構成状況」については、説明のあった3つの事例でも、検討委員会、市民会議、パブリックコメント、市民説明会、出前説明会、タウンミーティングといろいろな市民参加の手法があります。それは計画を作り上げるまでいろいろな手法を適切な段階でどのように組み合わせていくかということです。

「②P D C Aの各段階における参加手法とその状況」については、P D C Aサイクルでいうと総合計画については最初に作る段階では市民会議、Cのところについては私も参加していましたが政策評価委員会に市民の方がそこに入る。さらに政策評価委員会が多くの市民の方に評価結果を公表してそこでまたご議論いただく。あるいは、多摩川プランでは、作るプロセスで参加型があり、そして推進委員会で執行過程、そしてそこで評価の過程ということで参加を行っている。これは地域福祉計画でも同様かと思います。このように、それぞれの段階の中で参加手法が行われ、どのように動いているか、どんな課題があるかということが分析の視点になると思います。

「③参加する市民の属性の違い」については、総合計画には公募市民より一般市民の方が多いでしょうし、ここでは「利害関係者」という言葉を使っていますが、たとえば、地域福祉計画の場合でいうと、障害を持っている当事者の方々の声を聞くことはとても大切なことであると思いますし、または個別の事業計画でも公園を作る場合は周辺住民ですとかそういう時に利害関係者に加わっていただく必要があります。あるいは、地域福祉でいうと福祉サービスの事業者あるいはN P Oの方々に加わっていただく必要があります。このように、参加していただく方々が適切に入っているか。先ほど企画調整課長もおっしゃっていたように、川崎は川崎都民が多いので、東京都で説明会をやることも考えられるでしょう。川崎の地域的な特色からすると、都内の青山付近でやることには意味があり、市民の声を聞くことは重要になります。

「④審議会等の類型の違い」については、総合計画を作ったのは「政策形成型」だったでしょうし、多摩川プランを作ったのも策定委員会、策定市民会議は「政策形成型」、多摩川プラン推進委員会あるいは地域福祉計画の推進委員会、そして各区のレベルでいうと策定委員会と検証・評価は同じ組織でやっているということでしたが、それらは「事業推進型」あるいは「連絡調整型」になります。それは多摩川プランや地域福祉計画にみられます。このような場の違い、組織の性格の違いという分析の視点がある。

「⑤区レベルの参加と全市レベルの政策形成の調整」については、地域福祉計画であったようなきめ細かなレベルの、もっとコミュニティに密着しているかもしれませんのが、より地域に密着

したレベルでの参加と全市レベルの政策形成の調整をどうするかという視点があります。

「⑥国の法定計画と市の独自計画における参加手法と手続きの状況」は少しマニアックなのですが、国の法定計画は国が計画を作りなさいと法律に書いてあるのですが、その計画を参加によってどのように作りなさいということは法律では書かれていません。ですから、それをどのように充実させるかは自治体次第ということになります。そして、多摩川プランのように川崎独自の計画をどのように出すかという視点です。

「⑦新たな参加手法の可能性」は、次回以降に検討したいと思います。たとえば、第2期の実行計画を作るにあたって、もしかするとこのような参加手法が使えたかもしれない、あるいは新たな参加手法を使えばこういうもっとユニークな参加手法ができたかもしれないといった視点です。

「⑧参加対応型の人材育成」は、川崎市などの自治体職員の方々に市民参加に対応する力をつけていただく。NPOや協働する人材をどう育成するかということについて議論することになると思います。

「⑨参加型エリアマネジメントへの市のかかわり方」については、佐谷副委員長からご説明していただきたいと思います。

佐谷副委員長 参加ということよりは協働的なことなのかもしれません、現在、ある地域をタウンマネジメントやエリアマネジメントという形で、いろいろな組織や人が協働してマネジメントしていくことが考えられています。また、そうしていかなければこれからのまちづくりや自治は進まないのではないかという話もあります。そのような視点からみたときに、計画への参加がそれにつながるようになっているかどうかというところです。エリアマネジメント自体は行政に対する参加というよりも、もう少し自治的な話ですが、それを作るために市がどのように関わり、何をしていくかということが分析の視点の一つとしてあるのではないかと思います。

小島委員長 大下委員が以前におっしゃったことに少し近いのですが、「地域の住民や事業者が自発的にまちづくり」をする、これは社会参加です。これについては自治基本条例の中では、お上が地域社会の中でどうしなさいとしてしまうとおかしなことになります。たとえば武蔵小杉で高層マンションがどんどん出てきて、新しい住民がどんどん出てくる。そのような中でまちづくりするときに、自発的に地域の住民や事業者等様々な方々が社会参加をしながらまちづくりをする必要がありますが、そのやり方をどうしろこうしろとは自治基本条例では規定していません。それをやってはまずいのです。そこに市がどのようにかかわっていくか、どのようにサポートできるか、どういう支援ができるかということは論点としてあることになります。

「⑩その他」は、どんどん膨らんでくる可能性がありますが、今の時点では思いつく限りどんどん出していくということになると思います。そこで、今日の残り時間では、後半の2つの事例に対する質疑応答も含めながら、3つの事例について議論をして、可能であれば、今日は担当者の方がいらっしゃいますので、ここまでできたといったどんな参加の水準があるか、今後どんな課題があるかということを私どもは情報として認識したいと思います。宮前区の事例説明で、当事者の方々の声を拾うことは大変意味があったとおっしゃっていましたが、そのような情報がこれから審議すべき事項につながってくるのではないかと思います。現在の状況、参加の状況等の情報を、今日の委員会の学びとしたいと思います。ご自由にご意見をどうぞ。

鈴木委員 新総合計画に関しては大下委員と一緒にいたのですが、私の場合はこのような委員になるのが初めてだったので、自分は多摩川に関しての意見しか出せないということで、多摩川に特化して希望や意見をすべて言いました。その時、20人の方それぞれがそれぞれの分野を持っていて、皆さんそれに特化しておっしゃっていました。結果的に多摩川に関しては様々なことが包括して

あるので、できれば行政の窓口を一本化してもらいたいということで、我々市民が多摩川のことについて、こういうことについてお伺いしたいとかこういうことについていろいろな相談をしたいので窓口を作つてほしいという意見を出させていただき、おかげさまで新総合計画ができた時に多摩川施策推進課という課ができましたので、すごい成果だったと考えています。

多摩川プランのときは、私は直接かかわっているN P Oの事務局ということもありましたので、委員には他の方にもっとたくさん出ていっていただきたいということで、この委員会の中にも私どもの関係者がたくさん参加しております。その人たちがいろいろな意見を出して、いろいろな多摩川プランに沿った活動計画も出し、先ほど取組の一覧表がありましたが、すべて参加しています。それを思った時に、委員会の方式は、いろいろな分野からたくさん参加していますので、多摩川プランはとてもよいと思います。ところが、自分が関心のある多摩川に関しては活動するかもしれません、それ以外のことに関しては全く無関心で、この活動の中で1回もお目にかかるなかつた委員の方がたくさんいらっしゃいます。そのように考えてみると、単に人数合わせだけすればよいのかなということに大変疑問を持ちました。

また、多摩川プランが果たして区レベルの施策に確実に活かされているかどうかという点について、これから私たちは評価させていただかなくてはいけないと思っています。市全体としてはプランとしてまとまっていますが、たとえばその区で本当に多摩川プランの重点計画が実施されているのか、市民が関わっているのかといったことが一番大事なのではないかと思います。我々に一番身近なのは区ですから、まずは区単位で、地域単位でということで取り組んでいるので、その点が今後の大きな課題になるのではないかと思います。そうしなければ、市レベルで大きな枠ができても、実際に実行に移すことにはなっていないということになるのではないかでしょうか。これは、多摩川プランのみならず、新総合計画に関しても、地域福祉計画に関しても必要な視点ではないかと思います。

小島委員長 非常に重要な論点だと思います。公募で入ってくる委員は当然それぞれ関心のあるフィールドがあるので、それを前面に出していくことがおそらく委員さんとして入っていただくことの第一の趣旨なのでしょうが、他方でそのことを尊重しながら、ひとつのものを作り上げる、俯瞰するという見方もあるってほしいということだと思います。

一方、総合計画や多摩川プラン、他の行政計画についても、作るプロセスでどのように区のレベルのことを吸い上げていくか、これが実は区の役割で、総合的に総合計画や多摩川プランで書かれていることを参加と協働の仕組みにつなげていくかということが重要だと思います。

お尋ねしますが、多摩川プランの推進委員会や地域福祉計画の全市レベルの推進委員会、宮前区の推進組織では、執行プロセスにおける評価をどの程度行っているのでしょうか。先ほど大下委員が執行では間口を狭めるといった発言をされていましたが、その意味とは少し違っていて、何かをやることについての参加とやっている段階までの参加、執行プロセスを見ていく段階では間口は広くてよいわけですが、それぞれ推進委員会をお持ちのところで、鈴木委員がおっしゃっていたチェックをどの程度日常の中でやられているのかについて、お答えいただけますでしょうか。

多摩川施策推進課長 多摩川プランについて、策定委員会の中でのチェックか、それとも推進会議の中でのチェックか、どちらについてお答えすればよろしいでしょうか。

小島委員長 推進会議です。

多摩川施策推進課長 推進会議は、7月と年度末の年2回開催しています。年度初めには1年間の事業計画の説明をします。年度の終わりにはどの程度の事業が終わったかという確認をして評価をしていただくことになっています。報告するにあたっては、府内で各多摩川関連施策の確認をし

た上で、推進会議に提供するという形で取り組んでいます。

小島委員長 そういう形で事業推進組織の中でチェックしているということですね。

たとえば、多摩川施策に関して政策評価を行った結果、そこで出てきたことはアクションシステムの評価の中に何らかの形で知見として反映されるのでしょうか。

多摩川施策推進課長 評価システムの中には当然入れています。

小島委員長 公募市民3人を含むアクションシステムの政策評価委員会でも十分評価されるとともに、推進組織の中で市民の方が入ってやり取りがあって参加の評価がやられているということですね。地域福祉計画ではいかがでしょうか。

地域福祉課長 地域福祉計画のチェック体制としましては、推進委員会で市の場合は概ね年2回、区の方はもう少し多くて年2~4回開催されており、その中で事業報告していただき、ご意見、評価をいただいているところでございます。

もうひとつは、宮前区から重点的取組の紹介がありましたが、地域福祉計画に基づく事業そのものは行政だけで推進していくという事業ではなく、地域住民と一緒にになって取り組む事業であるため、むしろ区民の皆さんのが主体となって一緒に取り組んでいただけるということがいえると思います。

小島委員長 これは事業推進型とか連絡調整型でもあるのですが、行政の施策だけの評価ではなく、特に地域福祉の場合はそれぞれ活動しているNPOや事業者といったわが身の評価であるということになるのだと思います。お互いに一緒にやってきて、どのような課題があるか、次はどうしたらよいか、そういう評価でもあり、このような評価を「学習型評価」というのですが、行政がちゃんとやっているかどうかをチェックするというよりは、お互いに学びあうわけで、学習しあうことになります。これは地域福祉計画の特徴だと思います。宮前区ではいかがでしょうか。

宮前区地域保健福祉課長 委員の中に障害者支援関係の委員の方がいらっしゃって、第1期地域福祉計画に障害者関係の部分が足りないのではというご意見もいただきました。自立支援協議会について、地域福祉計画の中に入れていなかったこともあり、今年は障害者支援の一環として、講演会の開催を自立支援協議会と検討しました。

小島委員長 障害者の方の声を聞きましょう、難しくいうと当事者主権といいますが、当事者の方の声をもっと聞きながら施策あるいは地域での福祉活動を進めていくことでも推進委員会から出された意見ということですか。

宮前区地域保健福祉課長 そうです。委員さんにとっても障害者の生の声を聞かないとわからない。また、どう接したらよいかということを皆さんで話し合いました。

小島委員長 つまり進め方の問題ですね。そういうことをちゃんと聞いていかなければいけないよねということが参加の場から出てくるかどうかということです。行政の責任だけで考えると障害者の声をもっと聞こうねということがあまり出てこない。しかし、地域密着の市民の方、事業者が入っているから施策を進めていく時に障害者の声を聞こうねというその声が出てくるかどうかが重要だと思いますが、そのように理解してよろしいですか。他にご意見があれば、どうぞ。

滝澤委員 宮前区の重点的な取組について、まちづくりや情報発信に関する取組は継続していかなければいけないと思いますが、市の職員だけではできないと思われ、行政と市民が連携して取り組んでいるのかどうかについてお聞きしたい。

宮前区地域保健福祉課長 とりあえず、行政で取り組み、場合によっては地域の方のご協力を得て取り組んでいく形で考えております。

丸山委員 宮前区の取組は、障害者やいろいろな人を含めて地域のご近所サークル的なものでカバーしていこうということで動いており、広がりつつあると思います。宮前区は南北に田園都市線を

境に分かれているのですが、区の南部の方が盛んだったのが北部に広がりつつあるという状況にあります。市民館がそういう講座を開催し、その中に地域福祉計画に基づいたというか、それを意図して動き始めている方が何人かいらっしゃって、つい最近も講座が6回シリーズで終わり、次も6回シリーズで開かれるそうです。

それ以前には、まちづくり協議会の中に福祉部会があり、その福祉部会の中で当事者が協議会を立ち上げた当事者だけのグループがありました。30団体くらいあったのですが、それぞれいろいろな事情があって集まらず、5、6人しか集まれなくなり、次をどうするか今悩んでいるところです。それを支えるのに先ほどの地域福祉計画の流れにうまく乗るといいと思っています。

小島委員長 そのような福祉の方々の組織があるのなら、宮前区のプランを回していくときに、そのような組織とちゃんと結びついていると有効だと思います。

佐谷副委員長 この3つの計画をみると、新総合計画は別として、多摩川プランや地域福祉計画では、プランを作る過程でプランを実行するような市民の担い手を確保することが、意義としては非常に大きいのではないかと思います。ですから、計画段階の参加では、単にプランを作る参加だけではなく、担い手の確保につながっているかどうかという評価軸があると思いました。

また、評価段階も似ているところがあり、単に、やりました、やっていませんというチェックだけではなく、それがさらに担い手を広げていくような評価の会議体があると非常にいいと思います。評価がチェックするだけではなく、市民の担い手の確保や拡大につながると非常にいいプロセスになるのではないかという気がしました。

小島委員長 評価には2つあり、1つはどこまでやりましたということで何%という達成率を明らかにすることで、アクションシステムにはこの部分がないといけないことになり、市民の皆さん方にどこまでの施策をどれだけの時間をかけてやりましたということを説明するためには、どこまで到達したかをシビアに評価することが必要です。他方で、達成率ばかりにとらわれると、本当に大切なことを見失ってしまいます。つまり、これからどういう課題があるのかということです。一番大事なことは市民も行政もNPOも今どんなことを課題として認識しているかを探り出すことが政策評価のもうひとつの意義としてあるのです。

ですから、私は政策評価のアクションチェックの時でも一番大事なのはA・B・Cによる評価よりも自由評価、つまり課題としてどういうものがあるかだと主張しました。ここを担当の方が認識することが大切だと思います。ただし、お金を使っているので、やはりシビアに達成率何%ということはあります。これは地域密着になるともっとそちらが大切になり、私たちが行政にもっとこうやれと評価を出すだけではなく、私たちはここまでやったが、私たちももっとこういうことができるのではないかとか、あるいはそのときには行政はこうあってほしいという学習の定性的評価は地域に密着すればするほど大切になります。それは担い手を増やし、担い手がやる気を出すということになるのです。

大下委員 参加型、協働型市民をいかに育てていくか、地域の福祉課題についての認識をどう深めていくか、そのためのやる気をどう高めていくかを考えるとき、単純な5段階評価では把握しきれない一面があります。そういうところが、実際に活動されている人にとっては悩みの種なのです。これだけ人を増やし、これだけ皆さんのレベルも意識も高くなっているのに形になって出てこないので、何もやっていないではないかと評価されてしまう。その点をどうカバーしていくかも支援の大事な方法のひとつだと思います。時間はかかるけど、その蓄積が積み重なることで層が厚くなって、地域力が上がっていくのではないかと思います。

小島委員長 私は計量的なA・B・Cによる評価と両方あればよいと思っています。人の評価も同じです。私は大学にいますが、人が育ったかどうかは4年間では答えがでないかもしれません。10

年20年経って初めて10年前の教育が花開くことがあるのです。市民の方からすると自分たちもかかわっていますから、計量的な部分とそこには表わしきれない定性的な部分を大切に評価していくことがすばらしいことなのです。

大下委員 そのような過程で、それまで福祉について意識が薄かった人が、自分も変わっていった、すごく地域が見えてきたとなれば、その人を評価することが大事なのです。その人は評価されることによって、こんなことをして評価されるのだ、もっと一生懸命になろうと思って、さらにやる気と参加意識、協働意識が芽生えてくるのです。それは行政の評価と結び付かないかもしれませんのが、まわりの先輩たちが、すごいね、変わったねと評価してあげることが大事なのです。生きがいや自己実現は自分一人で完結するのではなく、誰かがその行為を見て、ほめて、認めて、認知してくれることで、これでいいんだ、こういうことがやれるんだと本人が感じることを通して、人を育てていくことが大事だと思います。

小島委員長 職員の人材育成にも同じことが言えるのかもしれません。

大下委員 地域でもこれが本当に大事なのです。

小島委員長 私も教師職をやって10年になります。最初は課題ばかりでしたが、自分が年取ってきたためもあるのですが、ほめて育てることが重要だと思っています。それは自治体職員の人材育成や地域の人材育成もそうだと思うが、よい意味で励ましながら、自己変革を認識できるように、自分で認識しなければいけないのです。私はこれだけ変わったよね、だけどあなたもこれだけ変わったよねということが大切なのだと思います。

大下委員 その一言が大事なのです。

鈴木委員 今すごくいい話を聞きました。次の中原の区民会議が「地域コミュニティをどう育てるか」というタイトルなのですが、大下委員がおっしゃったのが一つの考え方だと思います。一方で、区民会議は区の課題解決のために実施されていますが、それがこのプランと全然結びついていないような気がするのです。それは私の区だけの問題だけかもしれません、区民会議に出たびに何か物足りない、この物足りなさは何だろうと毎回思うのです。そのへんがもっとこの多摩川プランがすべて区にきちんと行き渡っていないと、区民会議が設置された意義がないような虚しさを感じるのでした。

小島委員長 それは行政課題として様々な行政計画があり、それを参加して作って、川崎市は様々な施策を区民会議の場に提供していると思います。そのことを区民会議の運営の中で、行政計画がどう動いているかを意識してもらっているながら、もちろんそれにとらわれてしまうとそこから一步も抜け出せないことになりますが、でもそのことを意識しながら区民会議が進められていくとよいのではないかというご意見だったと思います。

大下委員 施策としてはありますが、施策を現実に支えていくために区民自身が何ができるかという発想でやるのが区民会議なので、自分たちでできるのは何かという発想で取り組む必要があるのだと思います。行政の取組の先で区民としては何ができるかという意識を持って、自分自身でできることを議論して、分担を決めてやっていくということですので、施策との連動であることは間違いないです。

小島委員長 問題は「情報なきところに参加なし」と言われますが、前提がちゃんと区民会議に参加されている市民の皆さんに入っていることが大切ということですね。

鈴木委員 多摩川での市民活動が新総合計画と多摩川プランにきちんと明記されているということを区の行政自体が全く認識していないため、「何であの人は多摩川ばかり・・・・」と言われてしまう。そこをもっと認識してほしいと思っているのです。

企画調整課長 多摩川プランについては、第2期実行計画の中に位置づけられているとともに、中原

区の地域別計画にも盛り込まれています。

小島委員長 もちろん全市的な観点が必要だから各区の7つの計画があることになる。今話しているのは、そこで全市レベルでできた大きなものを区で揉みほぐしながら、市民の取組につなげていくことが重要ということです。全市レベルの施策になった計画がどのように揉みほぐされて区民会議に降りていくかが非常に重要だと思います。

他のご意見はいかがでしょうか。

大下委員 区民会議では、エリアごとに総合的に聞いていくのですが、たとえば、現場の人の声を拾い集めて、それを施策なり、課題なりに絞り込んでどう位置づけていくかは大事なことです。福祉問題を例にとれば、ケアマネジャー等の現場で取り組んでいる人たちは、いろいろな課題や困難な状況を抱えているのですが、その現場の声が施設を通してエリアでひろった際に必ずしも表面化されているとは限りません。この介護の分野は、まだ新しい分野ですから、人手不足や派遣の問題など様々な問題を抱えているので、エリアプラス縦横の現場の声をきちんと聞く仕組みをどう取り込んでいけるかということもこれからの課題になると思います。新総合計画でも学識経験者の委員会とは別に市民会議を作りましたが、例えば、ケアマネジャーを一堂に集めて話を聞けば、現場の問題がかなりあらわになると思われ、このような手法があってもよいのではないかでしょうか。

小島委員長 ある計画の進捗状況をみているだけでは見えてこないものを、検証の現場主義、つまり計画の検証を現場に密着したところで行なうことが重要なのだと思います。

大下委員 現場に出ていってヒアリングすればいいのです。

小島委員長 それは次の施策課題を見つけることにつながるのだと思います。

佐谷副委員長 参加をやるということは出来上がった計画が参加をやったから計画の質が上がったなということがあると思います。行政から見て市民参加をやったからこれだけ質が上がったというところがいろいろあると思います。その1つは行政では発見できない問題や課題が参加によって出てきたり、立場の違いで行政ではとらえられなかつたものが発見されたりすることがあると思います。そのへんがプロセスを表に整理しただけだとなかなか見えづらいため、もう少しコメントのようなものがあると、「それはこのような手法だったからこうだった」、「こういう人たちを集めたから課題がわかった」というような参加プロセスと計画の質の関係が見えてくるのではないかと思います。

小島委員長 小さな自治体で参加条例を作っていると、参加そのものをモニタリングします。この自治推進委員会が、ある程度参加を重視するのであれば、佐谷副委員長がおっしゃったように参加によってどれだけ川崎の市政の質が上がったかということを次の3期、4期も継続的に自治推進委員会で審議していくことになると思います。そのときには担当職員へのヒアリングではなく、参加の当事者の方をお呼びするという方法も考えられるかもしれません。こんなにある施策課題の中で、そこに現場の方をお呼びして意見を聞くということは、アクションシステムの委員会はやりきれないのです。アクションシステムは全体を見渡すような評価の場なので、それとは別にそれぞれの部局ごとの施策のP D C Aのサイクルの中に参加を入れて、できる限り現場に近いところで意見を把握する検証の現場主義に取り組んでいく必要があると思います。

大下委員 それは、課題を熟慮するためには最初にやっておくべきことではないでしょうか。

小島委員長 P D C Aはこうですから、どこから組み込むかということが課題としてあると思います。

大下委員 もちろん現場の意見ですから個人的な意見やドロドロした意見などいろいろあります。それを聞いて課題を明らかにし、施策化していくということを行政の手法として位置付けていくことが大事だと思います。市民は自分のフィールドのことしかわからないため、それをいくつか聞

くことによって、それらをまとめるとこれが課題だなというところをつかむことが最初の段階で必要ではないでしょうか。

総合企画局長 私もそう思います。市民の方からみるとそのような考え方になると思いますが、行政から見ると職員の人材育成があり、課題にまさしく飛び込んで、第2期実行計画の策定段階で行った「出前説明会」はまさにその発想からの取組です。市の考え方をまず市民にきちんと説明した上で、意見をきちんと受け止めて、それを施策化する。そのように職員の人材育成ができていけば、ある意味では双方向のキャッチボールができるのではないかと考えています。ただ、そこまで正直いって到達していかなかったり、時間の問題や体制の問題等いろいろな課題があつたりするため、その実現には少し時間がかかると思いますが、そういう現場に入ってきちんとやり取りができる行政側の職員の力を支える意味からも必要な取組だと思います。

パブリックコメント手続という制度ができ、一定期間意見を募集したとき、やはり課題によつては反対意見は多く出ますが、そうでないところはほとんど意見がない案件もあります。そうではなく、もう一歩入って説明に行けばいろいろな意見が掘り起こされて出てくるのだと思います。このような点について、どのように取り組んでいけばよいかということについてのご意見をいただき、パブリックコメント手続をやるにあたってもう少し意見を掘り起こすような仕掛け、仕組みができていくとありがたいと思います。

小島委員長 もっと現場に入り、市民の声をしっかり掴むことなしには小手先の施策があつてもだめなのです。そこが参加の人材の職員育成の原点だと思います。パブリックコメントについていえば、顔の見えない意見をつかむことも必要な能力ですが、同時に顔の見える関係の中でしっかりと把握するという両方の力がないといけないと思います。パブリックコメントで見えてきた情報を分析する中から、直観的に浮かんできたことを現場に入っていて確認するくらいの分析能力を行政職員が持っているということ、つまり大量な情報をつかみながら、そこから face to face の分析、コミュニケーションにつなげていく力が必要なのです。

滝澤委員 私は団塊の世代ですが、団塊の世代の方は川崎市がこれだけアクティブに動いていることを知りません。実際、私も知りませんでした。先ほど新総合計画のタウンミーティングを東京で開催したことでしたが、川崎市にはもともと大きな企業がたくさんあるので、当然川崎市にある企業は社会貢献に前向きな企業も多いと思います。ただ、川崎市が考えていることを説明しなければ実行力が上がらないのではないかでしょうか。企業を辞めて社会に出た時に川崎市はこういうことをやっていると企業で働いている個人がわかつていれば、非常に役に立つことになります。実行できるかどうかはわかりませんが、基本的には企業の社会貢献部門を通して、その企業に働いている川崎市民に説明する場を作るということが考えられます。企業の場合は定年間際になるといろいろな講習があるので、そう難しい話ではありません。横浜は結構メジャーになっているが、そのような取組を通して、川崎市の実際の良さがもっと見えてくるのではないかと思います。

小島委員長 団塊の世代だけでなく、地域に帰るとお父さんになる30代も含めて、その人が勤める企業に行って説明をするということは有効だと思います。

大下委員 地域で活動してきた人に委嘱するかたちで、現場の様々なケースや意見や悩みを吸収しながら行政と連携し、それを受け行政が課題として位置付けていくという中間的な人材がいてよいのです。そこは職員の人材育成と絡んでくるのですが、行政が常に現場に行ってもよいのですが、市民と行政をつなぐコーディネーターがいてもいいのではないかでしょうか。これも、参加と協働の一つの形であると思います。

小島委員長 それはNPOで担うべき分野だと思います。2月28日に市民自治創造・かわさきフォー

ラムがあったのですが、市民参加を促すような、あるいはNPOとNPOの協働を促すような人材育成が必要という議論になりました。それは行政が育てるべきだという意見もありました。行政が育てられるわけがないため、そのような人材を育てるNPOを作り、そこからそういう人たちがビジネスを起こせばいいのです。行政との付き合い方を教えますとか協働の仕方を教えますといった参加・協働の人材育成をNPOが担えればいいのです。川崎にはそのような経験豊富な人がたくさんいます。それを行行政がお金を出して育てるのは本末転倒なので、それでNPOとしてビジネスをした方がずっと地域社会も元気になるというような話がありました。

大下委員 ビジネスになるかどうかわかりませんが。基本的な問題としてありますよね。それぞれの分野で、ベテランの市民の方がおられますから。

小島委員長 市政を豊かにする前提は市民社会が成熟しなければいけないわけで、できる限り市民参加が必要です。

お時間もありませんので、今日の担当者の方々で、課題として認識していること、ここまでてきた、今参加について気が付いていることについて発言いただけますでしょうか。

企画調整課長 現場主義といわれましたが、総合計画に位置づけられた施策を地域にフィードバックし、地域と行政がやり取りしていくような取組を進めていく必要があるのではないかと感じたところです。

小島委員長 総合計画を市政運営のツールとするだけでなく、市民のまちづくりのためのツールにしていかなければいけませんね。多摩川プランの参加の到達点の課題として、どのようなことが考えられるでしょうか。

多摩川施策推進課長 年間の事業を確認する過程の中で、日ごろから提案して「こういうものをやりたい。」「これについていかがですか。」とお互いに確認しながらやっていますので、そういう面ではうまくいっているのではないかと感じています。ただ、担当職員が限られているため、職員が人事異動したときにこれまでのように継続して取り組んでいけるかが今後の課題だと思っています。

小島委員長 これは永遠の課題だと思います。だからこそ、人が変わつてもある水準はカバーできるような人材育成が重要なのだと思います。その落差を少しでも埋めることが必要です。地域福祉計画についてはいかがでしょうか。

地域福祉課長 市民参加のひとつの形態として策定委員会あるいは推進委員会がありますが、地域の中ではNPO活動等が盛り上がりを見せている面があるにもかかわらず、いざ市民委員を公募しても意外と応募が少ないという状況が事実としてございます。いろいろ課題はございますが、まずは地域福祉に関する普及啓発が課題なのかなと思います。

小島委員長 本当は参加し得る人たちに参加の場があることが届いていないかもしれないですよね。地域福祉は本当に関わると深いだろうし、根本的な課題があると思います。潜在的に参加し得る人はどういう人たちか、どのように参加の場があることを知ってもらうか、そして、大下委員が言ったように参加することにやりがい、いきがいを感じてもらうことができるだろうか、これらを解決できると参加者数が増えていくのではないかと思います。現場の中での課題を宮前区はどのようにとらえているのでしょうか。

宮前区地域保健福祉課長 情報提供を行ったり、ワークショップで意見を聞いたりといった取組を継続しながら、地域の皆さんに福祉の担い手になっていただき、地域で活動していただく方を取り込むシステムとして構築していくかが課題であると感じています。行政としては支援という立場があると思いますが、どのようにうまく支援していけるかも課題だと思っています。

小島委員長 学生を集めるとときに、社会人大学院で学んだ院生で社会で活躍している方に紹介させる

のです。そうすると次の受験生がやってくるのです。こういう生き方があるのだ、社会人大学院で学んで社会ではこのように役立てているんだということをパンフレットやホームページで見て、受験生が集まるのです。何を申し上げたいかというと、職員の方々は異動もあるし、自分はこれだけやっていますとPRできないと思いますが、私はこういうまちづくりに参加してこんなことをやりたい、こんなやり方を感じましたといったように市民がもっと多くの人に一緒にやりたいという情報を伝えすることは、参加の担い手を増やすためには必要だと思います。「参加しませんか」とだけをいくら言っても人は参加しません。自分と同じような立場の人がこれだけ参加の場をもっていて、社会に役立っていることを実感されていることを知ることで、自分もできるのではないかという思いを抱いてもらうことが参加の人材を増やすことにつながるのだと思います。職員の方を紹介することはできなくても、参加している市民を紹介することは、ご本人のご了解を得ていればできるはずです。

お時間を大幅に超過して申し訳ありません。3つの事例を見てきましたが、これらの事例を見る際にいろいろな視点があります。計画形成の場と参加が2階層になっているというケースが総合計画で、多摩川プランはそのやり方を踏襲したといえるかもしれません。かつ、P D C Aでいえば、総合計画の場合は形成の場の参加と評価の参加が切り離されています。多摩川プランはそこを「事業推進型」の組織を作り、それが同時に「連絡調整型」の組織になり、そこでP D C AのCをやる。Cをやることは同時に執行過程でいろいろなことを論議し、次の課題をそこから出していくようになります。地域福祉計画についても、計画を作った後でも「事業推進型」組織があり、Cを行っている。また、全市レベル、区レベルの組織があり、全市レベルと区レベルの違いは区のレベルは計画策定段階に参加した人がずっと推進組織にいるのに対して、全市レベルの組織は2段階となっていますから多摩川プランと同じ方式です。

ということで、3つのプランをみてもパターンに共通している点があります。もうひとつ付け加えると、区と全市との関係でいえば、地域福祉計画はそこを意識しながらやろうとしています。今後、総合計画や多摩川プランあるいはその他の行政計画は区のレベルと全市レベルをどうしていくかが課題としてあります。

小島委員長 よろしければ、その他に移りたいと思います。事務局、お願いします。

4 その他

《事務連絡事項について、自治政策部主幹より説明》

① 市民参加の状況調査票（案）について《資料6》

今回を含め3回の事例分析が予定されているが、報告書として整理するためには事例が少ないということから全庁的調査を予定している。「市民参加の状況調査票（案）」についてご意見がある場合は、今月中に事務局まで連絡していただきたい。新年度早々に、調査を開始し、第5回委員会で報告を予定している。

② 第4回の開催日程について

平成21年6月2日（火） 午後6時30分～8時30分 於：高津区役所保健ホール（予定）
場所の変更があることをご了承いただきたい。

③ 次回議題について

参加についての事例分析と課題の検討（緑の基本計画、カッパーク等のハード系の事例分析）を行うことを予定している。

④ 議事録及びニュースレターについて

前回と同様に、各委員に確認させていただいた後、ホームページ等にて公開する。

小島委員長 「市民参加の状況調査票（案）」についてですが、資料2の9+1の分析の視点とともに、本日の審議で出された様々な視点（現場主義や人材育成等）を踏まえながら、この調査票をもつて各担当課に照会をかけることを予定しています。おそらく大変よい資料が収集できると思いますので、ご覧になっていただき、ご意見があれば事務局にお伝えください。

今の事務局の報告についてご質問はございますでしょうか。

(意見なし)

□ 閉会

小島委員長 それでは、次回も参加の仕組みに係る事例分析をしていきたいと思います。

これで本日の予定していたプログラムをすべて終了いたしますが、副市長においておいでいただいておりますので、最後に一言をお願いいたします。

砂田副市長 今日の議論の中から、意識の差かなと感じる点がありました。我々はどうしてもPDC Aサイクルの中では、計画作成段階での市民参加をすごく意識するのですが、今日の議論では評価段階での参加がものすごく大切で、それが次の計画の修正や協働にもつながるという形で議論が進んでいたと思っております。そういう意味では、執行過程、評価過程での参加をもっともっと意識しながら仕事をしなければならないということを改めて痛感いたしました。

そして、参加の形態についても、総合計画の取組は非常におもしろかったということでしたが、私もあるの時参加しまして、自分が興味のある分野についてのみ発言される方もいらっしゃるなど問題意識が皆違っていてもそれなりにまとまっていくんだなという経験もできました。先ほど委員長から総合計画と個別計画では、成り立ちも作り方も参加形態も違うというような話があり、多様な参加形態のあり方が計画のレベルによってあるのかなと思っていました。地域福祉計画よりももっと下の計画では利害関係者がかなり限定的になってくることがありますので、レベルによって参加の形態もやり方も多様なのかと感じました。いずれにしても、評価過程での参加についてはもっと意識して仕事をしなければならないと痛感しました。また、各局ともそういう議論は進めいかなければいけないとと思っております。本日は長時間にわたり本当にありがとうございました。

小島委員長 本日は30分も時間を超過して申し訳ありませんでした。それでは閉会します。ありがとうございました。

以上